

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇条例 鳥取県部局設置条例の一部改正  
職員の給与に関する条例の一部改正  
鳥取県肥料検査手数料条例の一部改正
- ◇規則 鳥取県病害虫防除機具購入補助金交付規則

## 条例

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県条例第五十号

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部局設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第二

号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 地方自治法第百五十八条第一項の規定に基き、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の四部を置く。

- 総務部
- 厚生労働部
- 經濟部
- 土木部

第二条を削る。

第三条中第三号として次の一号を加え、「第三号」を「第四号」とし、「第四号」を「第五号」とし、第五号中「統計、」を「統計、広報、」に改め、「知事公室及び」を削り、同号を「第六号」とし、同条を第二条とする。

三 重要施策の企画に関する事項

第四条中「民生労働部」を「厚生労働部」に改め、第三号及び第四号として次の二号を加え、「第三号」を「第五号」とし、同条を第三条とする。

三 保健衛生に関する事項  
 四 保健所に関する事項  
 第五条を削る。  
 第六条に第六号として次の一号を加え、同条を第四条とし、以下二条ずつ繰り上げる。  
 六 観光に関する事項

附 則  
 この条例は、昭和三十二年二月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第五十一号

職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四第二項中「百分の二百」を「百分の二百三十」に改める。

附 則

- この条例は公布の日から施行し、昭和三十一年十二月十五日から適用する。
- この条例により、昭和三十一年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の職員の給与に関する条例第十六条の四の規定により算出したその額をこえる部分の支給日は、条例の規定にかかわらず昭和三十一年十二月二十七日とする。

鳥取県肥料検査手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第五十二号

鳥取県肥料検査手数料条例の一部を改正する

条例

鳥取県肥料検査手数料条例(昭和二十八年四月鳥取県条例)

例第二十二号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項第一号中「配合肥料」を「複合肥料」に改める。  
 第五条を次のように改める。

(手数料の額)

第五条 手数料の額は、次のとおりとする。

一 定量分析(一件一成分につき)

成分名称	手数料
水分	百円
灰分	百五十円
有機物	百五十円
土砂	百五十円
アンモニア性窒素	二百五十円
水溶性窒素	二百五十円
塩素	二百五十円
アルカリ分	二百五十円
遊離硫酸	二百五十円
窒素全量	二百五十円

磷酸全量 三百円

可溶性磷酸 三百円

拘溶性磷酸 三百円

硝酸性磷酸 三百円

石灰 七百円

加里 七百円

鉄 七百円

アルミナ 七百円

苦土 七百円

マンガン 七百円

珪酸 七百円

ほう素 七百円

その他の成分 九百円以内でそのつど知事が定める。

二 肥料の検査(一トンにつき。但し、一トン未満の

端数は一トンとして計算する。)

一つの成分を保証する単肥 二十五円

二つ以上の成分を保証する単肥 五十円

有機肥料	七十五円
複合肥料	七十五円
加里塩肥料	七十五円
石灰、珪酸、苦土、マンガン又はほう素を保証する肥料	七十五円

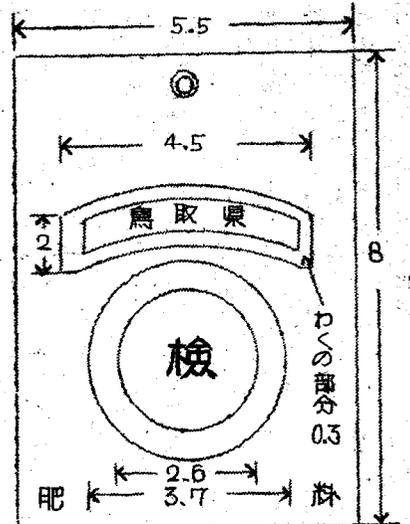
第六条中「毛判を、」を「票箋を附し、」に改める。  
 第九条中「その検査に關して」を削り、「押した毛判及び」を「附した票箋を除去し、保証票に押した」に、  
 同条第一号中「検査済毛判を押した容器」を「検査済票箋を附した容器」に改める。

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

様式第二号

備考

- 1 外円と内円の間及び鳥取県のわくは赤色とする。
- 2 文字は黒色とする。
- 3 肥料の文字は○、七センチメートル平方の大きさとする。
- 4 長さの単位はセンチメートルとする。



様式第三号



備考

- 1 枠内の数字は検査年月日を表わすものとする。
  - 2 肉色は赤色とする。
  - 3 長さの単位はセンチメートルとする。
- 附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県病害虫防除機具購入補助金交付規則をここに公布する。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第八十一号

鳥取県病害虫防除機具購入補助金交付規則

(目的)

第一条 この規則は、市町村または農業者の組織する団体が病害虫防除機具(以下「機具」という。)を設置する場合に、県がその購入資金の一部を補助し、防除態勢の強化を計ることを目的とする。

(補助金の交付)

第二条 知事は、機具を購入するに要する経費に対して、この規則により予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、他の法令により補助金を受ける場合には、この限りでない。

2 前項の機具は、毎年県が定める各機種別防除機具価格以上のものを購入するものでなければならない。

(補助金の額)

第三条 補助金の額は、機具購入経費の四分の一以内と

する。

(補助金交付の申請)

第四条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、毎年知事が別に定める。

(事業の変更)

第五条 補助金の交付を受けたものが、事業を中止し、または事業計画に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(事業完了の報告)

第六条 補助金の交付を受けたものは、当該事業の事業年度に属する三月三十一日までに精算書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第七条 補助金の交付を受けたものが、次の各号の一に該当する場合は、補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

することができる。

一 この規則に違反したとき

二 補助金交付の条件に違反したとき

三 事業が不相当と認められたとき

四 資金の支出額が予算額に比し減少したとき

(調査、報告)

第八条 知事は必要に応じて、事業を調査し、または報告をもとめることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式第一号)

昭和 年 月 日

市町村名(団体名)

代表者氏名

鳥取県知事 殿

昭和 年度病虫害防除機具購入補助金交付申請書

昭和 年度において左記のとおり病虫害防除機具設置

市町村(団体)名	防除計画既設台数	購入計画機具	備考
町	台	台	円
台	台	台	円
計			

1 事業計画

一 事業の目的

二 事業の内容および経費

置事業を実施したいので鳥取県病虫害防除機具購入補助金交付規則により補助金を申請する。

円の交付を申請する。

記

2 経費および総事業費区分

実体名	補助金交付見込額	事業費	国庫補助金	県補助金	市町村負担	団体負担	その他
円	円	円	円	円	円	円	円
計							

区分	本年度予算額	前年度予算額	比	備考
区	円	円	増	
分			減	
計			較	

2 支出の部

三 購入方法

四 事業完了予定年月日

五 収支予算

1 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比	備考
区	円	円	増	
分			減	
計			較	

計	区 分	本年度		比 較	備 考
		決算額 円	予算額 円		
				増 円	
				減 円	

計	区 分	本年度		比 較	備 考
		決算額 円	予算額 円		
				増 円	
				減 円	

(様式第二号)

昭和 年 月 日

市町村名(団体名)  
代表者氏名

鳥取県知事 殿

昭和 年度病害虫防除機具購入補助金精算書

昭和 年度において左記のとおり病害虫防除機具設置事業を実施したので鳥取県病害虫防除機具購入補助金交付規則により補助金精算書を提出する。

記

一 事業の目的

二 事業の内容および経費

1 事業成績

市町村名(団体)	積	既設台数	購入機具	備考
町				
台				
台				
円				
円				

2 経費および総事業費区分

実体名	施設	補助金	総事業費	国庫補助金	負担	区分	備考
		円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	

2 支出の部

計	区 分	本年度 決算額 円	本年度 予算額 円	比 較	備 考
				増 円	
				減 円	

1 収入の部

三 購入方法

四 事業完了年月日

五 収支決算